

平成16年度大気環境及び水域環境の状況について

神奈川県では、関係機関と協力して大気環境や水域環境の測定を実施しております。このたび、別添の[資料1\(pdfファイル791,910バイト\)](#)及び[資料2\(pdfファイル736,613バイト\)](#)のとおり平成16年度の調査結果がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

1 大気環境の状況

県では、大気汚染防止法に基づいて同法の政令市である横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市及び相模原市と協力して、二酸化窒素等の大気汚染物質について常時監視測定を行うとともに、ベンゼン等有害大気汚染物質のモニタリング調査を行いました。

(1) 測定結果の概要

ア 常時監視測定結果

一般環境大気測定局[注1](#)(以下、「一般局」という。)61局、自動車排出ガス測定局[注2](#)(以下、「自排局」という。)31局、計92局で二酸化窒素等の大気汚染物質の測定を行った。

○ 二酸化窒素

- 測定を行った92局中87局(一般局61、自排局26)で環境基準を達成しており、特に一般局では、15年度に続きすべての測定局で環境基準を達成していた。
- 環境基準の達成率は、94.6%(一般局100%、自排局83.9%)で、15年度の91.3%に比べて3.3ポイント上昇している。[\(資料1 P2参照\)](#)

○ 浮遊粒子状物質

- 測定を行った92局中90局(一般局59、自排局31)で環境基準を達成しており、特に自排局では、すべての測定局で環境基準を達成していた。
- 環境基準の達成率は、97.8%(一般局96.7%、自排局100%)で、15年度の65.2%に比べて32.6ポイント上昇している。[\(資料1 P4参照\)](#)

○ 光化学オキシダント

- 測定を行った60局(一般局60)すべての測定局で環境基準を達成しなかった。
- 光化学スモッグ注意報の発令日数は16日で、被害の届出は4名であった。[\(資料1 P8参照\)](#)

○ 二酸化硫黄及び一酸化炭素

- 二酸化硫黄(一般局60)及び一酸化炭素(一般局5、自排局22)ともすべての測定局で環境基準を達成していた。[\(資料1 P8参照\)](#)

イ 有害大気汚染物質モニタリング調査結果

ベンゼン等の炭化水素系物質、アルデヒド類、重金属類等の19物質について、県内23地点で測定を行った。[\(資料1 P13、14参照\)](#)

○ ベンゼン

- 測定を行った22地点のうち、固定発生源1地点及び沿道2地点で環境基準を達成していなかった。それ以外の19地点では、環境基準を達成していた。
- 年平均値の経年変化は、横ばいで推移している。[\(資料1 P15、16参照\)](#)

○ トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン

- 測定を行った21地点すべてで環境基準を達成している。
- 年平均値は横ばいであり、低濃度で推移している。[\(資料1 P16、17参照\)](#)

○ アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物
・ 測定を行った21地点(ニッケルのみ19地点)のうちニッケルの1地点を除き、健康リスクの低減を図るための指針となる数値(以下、「指針値」という。)を満足している。(資料1 P18参照)

○ 環境基準及び指針値の定められていない11物質
・ 平成15年度に環境省及び各自治体実施した全国調査結果と比較すると、自動車からの排出が大きい4物質(アセトアルデヒド、ホルムアルデヒド、1,3-ブタジエン及びベンゾ[a]ピレン)は高い結果となっているが、他の7物質については、ほぼ同じレベルとなっている。(資料1 P19参照)

(2) 今後の取組み

ア 二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の対策

○ 固定発生源対策(工場・事業場)として、法及び条例に基づき、規制基準の遵守等について一層の徹底を図るとともに、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因となる揮発性有機化合物の排出を抑制するための自主的な取組の推進を図る。

○ 自動車交通公害対策として、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づき、平成15年7月に策定した総量削減計画を基に、ディーゼル車からの排出ガス抑制対策や低公害車の導入促進など、施策を推進する。

イ 有害大気汚染物質対策

○ 有害大気汚染物質を取り扱う工場等の固定発生源に対しては、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)や大気汚染防止法及び条例に基づき、規制指導の一層の徹底を図るとともに、使用量の抑制、代替物質への転換、適正管理及び排出量の削減など、自主的な取組の促進に向けた情報提供を行う。

○ 今後も大気環境のモニタリング調査を継続して実施し、県民等への情報提供を行うとともに、化学物質の適正な利用や排出についての周知を図る。

2 水域環境の状況

県では、水質汚濁防止法に基づき国土交通省、同法の政令市である横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、小田原市、大和市、平塚市、厚木市及び茅ヶ崎市と協力して、公共用水域及び地下水の水質の測定を行いました。

(1) 測定結果の概要

ア 公共用水域測定結果

河川については34水域86地点、湖沼については4水域17地点、海域については13水域43地点の計51水域146地点で水質の測定を行った。

○ 健康項目^{注3)}

カドミウム等26項目については146地点で調査したところ、早川の会館橋で砒素(ひそ)が、東京湾の本牧沖で鉛が環境基準を達成していなかった。その他の地点では、すべての項目で環境基準を達成していた。砒素(ひそ)については火山地帯の自然的要因に由来してのものである。また、鉛については追跡調査で不検出となっており、今後も監視を続行する。(資料2 P2表1参照)

○ 生活環境項目^{注4)}(BOD又はCOD)

・ 水の汚濁状況を示す一般的指標であるBOD又はCODは、51水域中46水域で環境基準を達成しており、達成率は90%で15年度の84%に比べて6ポイント上昇している。(資料2 P3表2、図1参照)

・ 河川、湖沼、海域別の状況は、河川では34水域中32水域、湖沼では4水域中3水域、海域では13水域中11水域が環境基準を達成しており、環境基準の達成率は、河川が94%で15年度の88%に比べて6ポイント、海域が85%で15年度の77%に比べて8ポイント上昇している。湖沼が75%で15年度と同様である。(資料2 P3表2参照)

○ 東京湾の全窒素、全燐

全窒素は4水域中1水域で、全燐は4水域中3水域で環境基準を達成していた。(資料2 P6表7参照)

イ 地下水測定結果

○ メッシュ調査^{注5)}

県内を1kmメッシュに分割し、各メッシュ内の井戸(319地点)の水質について調査を行った。

環境基準項目^{注6)}については、319地点中281地点で環境基準を達成(達成率88.1%)している。残りの38地点については、四塩化炭素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の4項目のいずれかが環境基準を達成していなかった。(資料2 P13表9-1参照)

○ 定点調査^{注7)}

99地点の井戸の水質について調査を行った。

環境基準項目については、99地点中95地点で環境基準を達成(達成率 96.0%)していた。残りの4地点については、テトラクロロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の2項目のいずれかが環境基準を達成していなかった。(資料2 P13表9-2参照)

○ 定期モニタリング調査

前年度までの調査の結果、汚染が確認された132地点において、継続的な監視を行うため、環境基準項目のうちの11項目を調査した。

調査した11項目については、55地点で環境基準を達成していた。残りの77地点については、四塩化炭素、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の7項目のいずれかが環境基準を達成していなかった。(資料2 P13表9-3参照)

(2) 今後の取組み

ア 公共用水域の対策

○ 河川、湖沼及び海域の水質汚濁の改善を図るため、市町村と連携して、法・条例に基づく工場・事業場の規制、指導を行うとともに、生活排水対策として下水道や合併処理浄化槽の整備促進などに取り組む。特に、県民の水がめである相模湖・津久井湖については、山梨県との連携も図りつつ水質保全対策に努めている。

○ 東京湾については、COD、窒素、磷の総量削減により水質の保全に努めている。

イ 地下水の対策

○ 地下水汚染の未然防止を図るため、市町村と連携して、法・条例に基づく工場・事業場の規制、指導を徹底する。

地下水汚染の改善を図るため、汚染された地下水の浄化対策を指導する。

注1

一般環境大気測定局:人が常時生活し活動している地域全体の大気環境の状況を常時監視するための測定局で自動車排出ガス測定局以外のもの。県内では市役所などの地域を代表する地点に設置している。

注2

自動車排出ガス測定局:自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近において大気環境の状況を常時監視するための測定局

注3

健康項目:人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた26項目をいう。

注4

生活環境項目:生活環境を保全する等の上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた10項目をいう。

注5

メッシュ調査:県内の地下水の汚染状況を把握するため、県内全域を1kmメッシュに区切り、各メッシュ内ごとに1つの井戸を選定し、その井戸の水質について調査する。4年間で1巡するよう、年次計画を策定し、実施している。

注6

環境基準項目:地下水質の環境基準に定められている26項目。公共用水域の健康項目(注3)と同じ。

注7

定点調査:定点において長期的な観点から、水質の経年変化を把握することを目的としている。

[資料 1 平成16年度大気環境の状況について](#)(PDFファイル791KB)

[資料1-2 平成16年度大気環境の状況について\(資料編\)](#) (PDFファイル470KB)

[資料 2 平成16年度水域環境の状況について](#) (PDFファイル791KB)

(問い合わせ先)	神奈川県環境農政部大気水質課
(大気環境の調査結果に関すること)	松本 電話 045-210-4103
	深澤 電話 045-210-4111
(水域環境の調査結果に関すること)	杉山 電話 045-210-4104
	大道 電話 045-210-4123
メールアドレス:	taikisuisitu.0503@pref.kanagawa.jp

ハローファックスボックス番号	28008
ホームページアドレス	http://www.pref.kanagawa.jp/press/0508/28008/index.htm